

脳ドック促進助成交付要綱

令和7年4月1日

公益社団法人 和歌山県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、(公社)和歌山県トラック協会(以下「協会」という。)の会員に対し、運転者の脳ドックならびに脳MRI検査受診に要した費用の一部を助成金として交付するにあたり、必要な事項を定め、事業を適性かつ円滑に推進することで輸送の安全の確保と健康管理促進を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象は、会費の滞納がない会員事業者で県内の会員事業所に在籍している運転者とする。

(助成対象検査)

第3条 医療機関等が実施する脳ドックならびに脳MRI検査とし、受診費用は会員事業者が全額負担しているものとする。
ただし、保険診療の脳MRI検査は助成対象外とする。

(助成の交付額)

第4条 会員事業者に対する助成金の交付額は、運転者1名につき受診費用の1/2とし、上限1万円とする。ただし、1事業者当たり5名までとする。

(交付申請)

第5条 会員は、助成金の交付を受けようとするときは、様式1「脳ドック受診促進助成金交付申請書」に必要な書類を添えて協会に提出しなければならない。

(助成対象期間)

第6条 助成対象期間は令和7年4月1日から令和8年2月27日までとし、この期間内に受診および支払いが完了していること。
ただし、予算額に達した場合は終了とする。

(助成金の交付)

第7条 協会は、第5条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、会員に対して助成金を交付する。

(助成金の返還)

第8条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対しすでに交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱、その他協会が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、協会が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として当分の間これを受付または交付決定を行わないものとする。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は協会が別に定めることができる。

(附則)

1. この要綱は、令和7年4月1日より実施する。